

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

プリオン評価書（案）

スイス及びリヒテンシュタインから
輸入される牛肉及び牛の内臓に係る
食品健康影響評価

2015年10月

食品安全委員会
プリオン専門調査会

目次

	頁
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
<審議の経緯>	2
<食品安全委員会委員名簿>	2
<食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿>	2
要 約	3
I. 背景及び評価に向けた経緯	4
1. はじめに	4
2. 諮問の背景	4
3. 諮問事項	5
4. 本評価の考え方	6
II. BSEの現状	8
1. 世界のBSE発生頭数の推移	8
2. 各国のBSE検査体制	11
3. 各国の特定危険部位（SRM）	12
4. 各国の飼料規制	13
III. 牛群の感染状況	14
1. 飼料規制等の概要	14
2. BSEサーベイランスの状況	15
3. BSE発生状況	18
牛群の感染状況のまとめ	20
IV. SRM及び食肉処理	21
1. SRM除去	21
2. と畜処理の各プロセス	21
3. その他	22
SRM及び食肉処理のまとめ	23
V. 食品健康影響評価	24
1. BSEの発生状況	24
2. 飼料規制とその効果	24
3. SRM及び食肉処理	24
4. 牛の感染実験	25
5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）	25
6. 非定型BSE	25
7. まとめ	26
<別紙：略称>	28
<参照文献>	29
<別添資料>	31

1 <審議の経緯>

2015 年 5 月 14 日 厚生労働大臣からスイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について要請、関係書類の接受
2015 年 5 月 19 日 第 561 回食品安全委員会（要請事項説明）
2015 年 6 月 3 日 第 91 回プリオン専門調査会
2015 年 10 月 16 日 第 95 回プリオン専門調査会

2

3

4

5 <食品安全委員会委員名簿>

（2015 年 6 月 30 日まで）

熊谷 進（委員長）
佐藤 洋（委員長代理）
山添 康（委員長代理）
三森国敏（委員長代理）
石井克枝
上安平冽子
村田容常

（2015 年 7 月 1 日から）

佐藤 洋（委員長）
山添 康（委員長代理）
熊谷 進
吉田 緑
石井克枝
堀口逸子
村田容常

<食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿>

村上洋介（座長）
水澤英洋（座長代理）
山本茂貴（座長代理）
門平睦代
筒井俊之
堂浦克美
永田知里

中村優子
中村好一
八谷如美
福田茂夫
眞鍋 昇
山田正仁
横山 隆

1 要 約

2 食品安全委員会プリオン専門調査会は、スイス及びリヒテンシュタインから輸入さ
3 れる牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について、厚生労働省からの要請を受
4 け、同省から提出された評価対象 2 か国に関する参考資料等を用いて調査審議を行
5 い、諮問内容のうち、(1) の輸入月齢制限及び(2) の特定危険部位 (SRM) の
6 範囲に関する食品健康影響評価を実施した。

7 評価に当たっては、食品安全委員会においてこれまでに実施してきた食品健康影
8 響評価において得られた知見のほか、牛海綿状脳症 (BSE) 対策の現状、SRM 及
9 び食肉処理などの関連知見に基づき、総合的に評価を実施した。

10
11 BSE については、1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多
12 数発生し、1996 年には、世界保健機関 (WHO) 等において BSE の人への感染が
13 指摘された。世界の BSE 発生頭数は累計で 190,668 頭 (2015 年 10 月 9 日現在)
14 である。発生のピークであった 1992 年には年間 37,316 頭の BSE 発生報告があっ
15 たが、その後、飼料規制の強化等により発生頭数は大幅に減少し、2012 年には 21
16 頭、2013 年には 7 頭、2014 年には 12 頭、2015 年には 10 月 9 日現在で 6 頭の発
17 生となっている。なお、スイスにおいては 2000 年 1 月生まれの 1 頭を最後にこれ
18 まで 15 年間、リヒテンシュタインにおいては 1993 年生まれの 1 頭を最後にこれま
19 で 21 年間に生まれた牛に定型 BSE の発生は確認されていない。

20 評価結果の概要は以下のとおりである。

21
22 現行の飼料規制等のリスク管理を前提とし、牛群の BSE 感染状況及び感染リス
23 ク並びに BSE 感染における牛と人との種間の障壁 (いわゆる「種間バリア」) の
24 存在を踏まえると、評価対象 2 か国に関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以
25 下の牛由来の牛肉及び牛内臓 (扁桃及び回腸遠位部以外) の摂取に由来する BSE
26 プリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) 発症は考え難
27 い。

28 したがって、食品安全委員会プリオン専門調査会は、得られた知見を総合的に考
29 慮し、諮問内容のうち(1) の輸入月齢制限及び(2) の SRM の範囲に関して、
30 以下のとおり判断した。

31 (1) 月齢制限

32 スイス及びリヒテンシュタインに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と
33 輸入月齢制限の規制閾値が「30 か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとして
34 も非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
35

36 (2) SRM の範囲

37 スイス及びリヒテンシュタインに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と
38 SRM の範囲が「全月齢の扁桃及び回腸 (盲腸との接続部分から 2 メートルの部
39 分に限る。) 並びに 30 か月齢超の頭部 (舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)、脊
40 髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健
41 康影響は無視できる。
42

1 I. 背景及び評価に向けた経緯

2 1. はじめに

3 1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数の牛海綿状
4 脳症 (BSE) が発生し、1996 年には、世界保健機関 (WHO) 等において BSE
5 の人への感染が指摘された。一方、2001 年 9 月には、国内において初の BSE
6 の発生が確認されている。こうしたことを受けて、我が国は 1996 年に反すう
7 動物の組織を用いた飼料原料について反すう動物への給与を制限する行政指
8 導を行うとともに、これまで、国内措置及び国境措置からなる各般の BSE 対
9 策を講じてきた。

10 食品安全委員会は、これまで、自ら評価として食品健康影響評価を実施し、
11 「日本における牛海綿状脳症 (BSE) 対策について—中間とりまとめ— (2004
12 年 9 月)」を取りまとめるとともに、厚生労働省及び農林水産省からの要請
13 を受けて食品健康影響評価を実施し、「我が国における牛海綿状脳症 (BSE)
14 対策に係る食品健康影響評価 (2005 年 5 月)」及び「米国・カナダの輸出プ
15 ログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来
16 する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る食品健康影響評価
17 (2005 年 12 月)」について取りまとめた。その後、自ら評価として食品健
18 康影響評価を実施し、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康
19 影響評価 (オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラ
20 グア、ブラジル、ハンガリー、ニュージーランド、バヌアツ、アルゼンチン、
21 ホンジュラス、ノルウェー：2010 年 2 月から 2012 年 5 月まで)」を取りま
22 とめた。

23 さらに、2011 年 12 月に厚生労働省からの要請を受けて、国内の検査体
24 制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に
25 基づき再評価を行うことが必要とされたことを踏まえ食品健康影響評価を実
26 施し、「牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価 (2012
27 年 10 月及び 2013 年 5 月)」を取りまとめた。引き続き、厚生労働省からの
28 要請を受け、アイルランド、ポーランド、ブラジル、スウェーデン、ノルウ
29 ェー及びデンマークについて、我が国に輸入される牛肉及び牛の内臓に係る
30 食品健康影響評価を取りまとめた (2013 年 10 月から 2015 年 7 月まで)。

31 今般、厚生労働省から、スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛
32 肉及び牛の内臓の輸入条件の設定について食品健康影響評価の要請 (諮問)
33 があった。

34

35 2. 諮問の背景

36 厚生労働省から牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る評価要請のあつ
37 た 2011 年 12 月時点において、欧州連合 (EU) からの牛肉等の輸入について
38 は、暫定的に禁止措置が講じられてから約 10 年が経過しており、各国の飼料

1 規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえ、現在
2 のリスクの評価が必要とされている。また、日本と同様に BSE 対策を実施し
3 ている EU では、近年、リスク評価結果に基づき、段階的な対策の見直しが行
4 われている。

5 このような状況下で、2012 年 10 月には、前述の「牛海綿状脳症（BSE）
6 対策の見直しに係る食品健康影響評価」（別添資料。以下「2012 年 10 月評
7 価書」という。）において、フランス及びオランダから輸入される牛肉及び
8 牛の内臓の輸入月齢制限として、「輸入禁止」の場合と「30 か月齢」の場合
9 のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視でき
10 ると評価したところである。また、特定危険部位（SRM）の範囲として、頭
11 部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、「輸入禁止」の場合と「30 か
12 月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康
13 影響は無視できると評価している。さらに、アイルランド（2013 年 10 月）、
14 ポーランド（2014 年 4 月）、スウェーデン（2015 年 4 月）、ノルウェー（2015
15 年 4 月）及びデンマーク（2015 年 7 月）から輸入される牛肉及び牛の内臓に
16 ついても、フランス及びオランダと同様の評価を行ったところである。

18 3. 諮問事項

19 厚生労働省からの諮問事項及びその具体的な内容は以下のとおりである。

20 スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定。

（具体的な諮問内容）

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

（1）月齢制限

現行の「輸入禁止」から「30 か月齢」とした場合のリスクを比較。

（2）SRM の範囲

現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から 2 メートルの部分に限る。）並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。

* 脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。

（3）上記（1）及び（2）の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記（1））を引き上げた場合のリスクを評価。

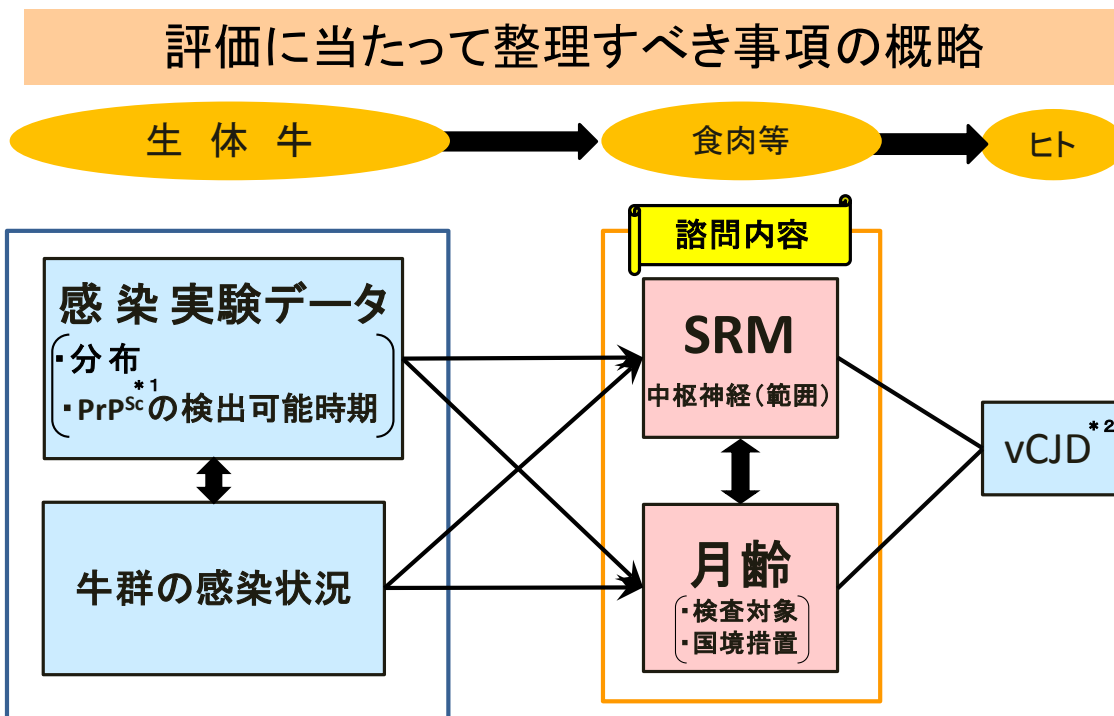
4. 本評価の考え方

3. に記載の厚生労働省からの諮問事項を踏まえ、食品安全委員会プリオン専門調査会は、評価に当たって整理すべき事項について検討を行った。

具体的には、2012 年 10 月評価書と同様に、以下のような考え方に基づいて検討を進め、食品健康影響評価を実施することとした。その概要は図 1 に示すとおりである。なお、アイルランド（2013 年 10 月）、ポーランド（2014 年 4 月）、スウェーデン（2015 年 4 月）、ノルウェー（2015 年 4 月）及びデンマーク（2015 年 7 月）に係る輸入条件の設定に関しても、この考え方に基づいて検討を進め、評価書を取りまとめている。

- これまでの BSE のリスク評価と同様に、①生体牛のリスク、②食肉等のリスク、③変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）発生のリスクの順で検討を行う。
- 生体牛のリスクについては、BSE プリオンの感染性及び牛群の感染状況について検討を行う。
- BSE プリオンの感染性については、主に感染実験のデータから、異常プリオンたん白質の分布（蓄積部位：中枢神経系、その他の部位）、異常プリオンたん白質の蓄積時期（感染実験の用量の影響、感染と発症の関連等）等について検討を行う。*
- 牛群の感染状況については、BSE の発生状況（月齢構成及びサーベイランスの状況）、侵入リスク（生体牛、肉骨粉等の輸入）、国内安定性（飼料規制、SRM の利用実態、レンダリングの状況、交差汚染防止対策等）について検討を行う。評価に当たっては、自ら評価で用いた手法の適用についても検討を行う。
- 食肉等のリスクについては、と畜場での管理状況（SRM の除去、ピッシングの状況、と畜場での検査、と畜月齢の分布等）を確認し、SRM の範囲及び月齢について検討を行う。
- 従来の BSE と異なる非定型 BSE について、入手できたデータの範囲内で検討を行う。*
- vCJD については、発生状況、疫学情報等を確認し、日本における BSE 対策によるリスクの低減等について検討を行う。*

ただし、上記のうち、*を記した事項については、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られなかったことから、2012 年 10 月評価書をもって代えることとし、本評価書において再掲しないこととした。



* 1 PrP^{Sc}:異常プリオンたん白質

* 2 vCJD:変異型クロイツフェルト・ヤコブ病

1

2

図 1 評価に当たって整理すべき事項の概略

3

以上のような考え方を踏まえ、BSEに関する最新の科学的知見や、BSEの発生状況、規制状況等について審議した結果得られた知見から、諮問内容のうち、(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する一定の評価結果を導き出すことが可能と考えた。

4

5

6

7

厚生労働省からの諮問においても、(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する取りまとめを終えた後、(3)のさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価することとされていることを踏まえ、食品安全委員会プリオン専門調査会は、まず(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する取りまとめを先行して行うこととした。

9

10

11

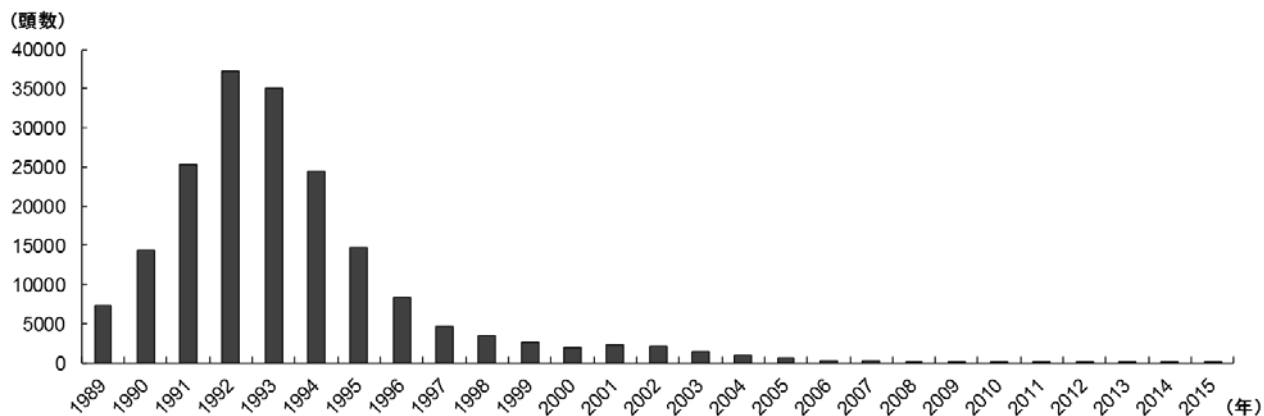
1 II. BSE の現状

2 1. 世界の BSE 発生頭数の推移

3 国際獣疫事務局 (OIE) に対し報告があった BSE の発生頭数は、累計で
4 190,668 頭 (2015 年 10 月 9 日現在) である。発生のピークであった 1992 年
5 には年間 37,316 頭の BSE 発生報告があったが、その後、大幅に減少し、2012
6 年には 21 頭、2013 年には 7 頭、2014 年には 12 頭、2015 年には 10 月 9 日
7 現在で 6 頭の発生にとどまっている (図 2)。これは、飼料規制の強化等に
8 より主たる発生国である英国の発生頭数が激減していることに加え、同様に
9 飼料規制を強化した英国以外の国における発生頭数も減少してきていること
10 を反映している。

11 これらのことから、飼料規制の導入・強化により、国内外ともに BSE の発
12 生リスクが大幅に低下していることがうかがえる。なお、発生が最も多い EU
13 において確認された BSE 検査陽性牛の平均月齢については、2001 年では健
14 康と畜牛が 76 か月齢、高リスク牛が 89 か月齢であったが、2013 年には各々
15 147 か月齢、160 か月齢となっており、上昇傾向にある (参照 1)。

16 EU 等における BSE 検査頭数 (2001~2013 年) は約 1 億 1,051 万頭 (表
17 1) である。(参照 1)



	1992	...	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	累計
全体	37,316	...	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	6	190,668
欧州 (英国を除く)	36	...	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	3	5,978
(スイス)	15	...	24	21	3	3	5	0	0	0	0	2	1	0	0	0	467 ^{(*)1}
(リヒテンシュタイン)	0	...	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2 ^{(*)2}
(フランス)	0	...	239	137	54	31	8	9	8	10	5	3	1	2	3	0	1,026
(オランダ)	0	...	24	19	6	3	2	2	1	0	2	1	0	0	0	0	88
(アイルランド)	18	...	333	183	126	69	41	25	23	9	2	3	3	1	0	1	1,656
(ポーランド)	0	...	4	5	11	19	10	9	5	4	2	1	3	1	0	0	74
(スウェーデン)	0	...	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(ノルウェー)	0	...	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
(デンマーク)	1	...	3	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	16
英国	37,280	...	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	184,627
米国	0	...	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
カナダ	0	...	0	2 ^{(*)3}	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	21 ^{(*)4}
ブラジル	0	...	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
日本	0	...	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	36

1

資料は、2015 年 10 月 9 日現在の OIE ホームページ情報に基づく。

* 1 : 輸入牛による発生 3 頭を含む。

* 2 : 2 頭とも 1998 年に発生。

* 3 : うち 1 頭はアメリカで確認されたもの。

* 4 : カナダの累計数は、輸入牛における発生を 1 頭、米国での最初の確認事例 (2003 年 12 月) 1 頭を含んでいる。

図 2 世界における B S E 発生頭数の推移

2

1 表 1 EU 等における BSE 検査頭数
2

検査年	総計						
	健康 と畜牛	死亡牛	緊急 と畜牛	と畜前検査 異常牛	臨床的に 疑われる牛	疑似患畜	
2001	8,516,227	7,677,576	651,501	96,774	27,991	3,267	59,118
2002	10,423,882	9,124,887	984,973	182,143	71,501	2,658	57,720
2003	11,008,861	9,515,008	1,118,317	255,996	91,018	2,775	25,747
2004	11,081,262	9,569,696	1,151,530	233,002	107,328	3,210	16,496
2005	10,145,325	8,625,874	1,149,356	266,748	86,826	2,972	13,549
2006	10,152,335	8,663,348	1,309,132	105,898	66,695	2,344	4,918
2007	9,737,571	8,277,202	1,313,959	103,219	39,859	1,861	1,471
2008	10,071,873	8,499,780	1,450,365	76,616	41,655	2,352	1,105
2009	7,485,918	6,294,547	1,110,975	59,594	18,906	844	1,052
2010	7,515,151	6,330,807	1,104,532	58,323	20,451	660	378
2011	6,379,811	5,278,471	1,025,930	57,861	16,743	713	93
2012	4,813,861	3,765,834	965,021	66,324	15,835	746	101
2013	3,172,968	2,147,767	936,366	73,657	14,109	1,040	29
合 計	110,505,045	93,770,797	14,271,957	1,636,155	618,917	25,442	181,777

- 3 注) 2001 年、2002 年 : EU15 各国のみ
4 2003 年 : EU25 各国及びノルウェー
5 2004 年、2005 年 : EU25 各国及びブルガリア、ノルウェー
6 2006 年～2011 年 : EU27 各国及びノルウェー
7 2012 年 : EU28 各国及びノルウェー
8 2013 年 : EU28 各国及びノルウェー、スイス
9 Report on the monitoring and testing of ruminants for the presence of Transmissible
10 Spongiform Encephalopathies (TSEs) in the EU.(参照 1)より作成。

1 2. 各国の BSE 検査体制

2 各国の BSE 検査体制を表 2 に示した。

3 食用目的で処理される健康と畜牛の BSE 検査は、EU では、2013 年から、
4 ブルガリア及びルーマニアを除き、加盟国の判断により実施しなくともよい
5 こととされた(参照 2)。スイス及びリヒテンシュタインは従前、30 か月齢超
6 の健康と畜牛の検査を実施していたが、2013 年 1 月からは健康と畜牛の検査
7 が廃止された(参照 3, 4, 5)。

8

9 表 2 各国の BSE 検査体制 (2015 年 9 月末現在)

	日本	スイス及び リヒテンシュタイン	(参考) OIE
健康と畜牛など	48 か月齢超	—	—*2
高リスク牛*1	48 か月齢以上の 死亡牛等 (48 か月齢未満 であっても中枢 神経症状を呈し た牛や歩行困難 牛等は対象)	48 か月齢超の高リス ク牛 (48 か月齢未満であ っても臨床的に BSE を疑う牛は対象)	「管理された リスクの国」は 10 万頭に 1 頭 の、「無視でき るリスクの国」 は 5 万頭に 1 頭 の BSE 感染牛 の検出が可能 なサーベイラ ンス

10 *1 中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと。

11 *2 OIE 基準では、BSE スクリーニング検査の実施を求めている。(参照 6)

12

3. 各国の特定危険部位 (SRM)

各国の SRM を表 3 に示した。

SRM の範囲について、EU では、中枢神経系について月齢条件を定めている。SRM のうち、腸については、EU ではこれまで十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜とされていたが、2015 年 5 月 27 日付けで、小腸の後部 4 メートル、盲腸及び腸間膜に変更された(参照 7)。また、EU 域内の OIE の無視できるリスクの国の SRM については、2015 年 8 月 5 日付けで、12 か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄に変更された(参照 8)。スイス及びリヒテンシュタインは、2015 年 5 月に OIE の無視できるリスクの国に認定されており、EU 規則に準じて 2015 年 12 月 1 日付けで国内規則が改正される予定である(参照 9, 10)。

表 3 各国の特定危険部位 (2015 年 9 月末現在)

国	SRM
日本	<ul style="list-style-type: none"> 全月齢の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から 2 メートルまでの部分に限る。)並びに 30 か月齢超の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)及び脊髄 30 か月齢超の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)
スイス及びリヒテンシュタイン*1	<ul style="list-style-type: none"> 12 か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄 4 本の切歯(永久歯)が生えた個体*2の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。) 全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜
EU (無視できる リスクの国)	<ul style="list-style-type: none"> 12 か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄
EU (管理された リスクの国)	<ul style="list-style-type: none"> 12 か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄 30 か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。) 全月齢の扁桃並びに小腸の後部 4 メートル、盲腸及び腸間膜
OIE*3 (管理された リスクの国)	<ul style="list-style-type: none"> 30 か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱 全月齢の扁桃及び回腸遠位部

*1 2015 年 12 月 1 日付けで EU 規則に準じて国内規則を改正予定。

*2 24-30 か月齢に相当。

*3 OIE は無視できるリスクの国に対して SRM の設定を求めている。

1 4. 各国の飼料規制

2 各国の肉骨粉の飼料規制状況を表 4 に示した。

3 スイス及びリヒテンシュタインでは 2001 年 1 月に、交差汚染防止対策の観
 4 点から飼料規制が強化されている。すなわち、牛・豚・鶏の肉骨粉が牛・豚・
 5 鶏の飼料に利用できないように規制が強化されている。(参照 4, 5)

6

7 表 4 各国の飼料規制状況 (2015 年 9 月末現在)

		給与飼料			
		日本		スイス及び リヒテンシュタイン	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉 骨 粉	牛	×	×	×	×
	豚	×	○	×	×
	鶏	×	○	×	×

1 III. 牛群の感染状況

2 1. 飼料規制等の概要

3 (1) 生体牛、肉骨粉等の輸入

4 スイスでは、1990 年 6 月に原則として英国から反すう動物及び英国由来動物を
5 原料とする製品の輸入が禁止された。1996 年 12 月からは、ほ乳動物由来たん白質
6 の反すう動物への給与を禁止する飼料規制が行われていない国からの生体牛の輸
7 入が禁止され、飼料規制が行われている国については、飼料規制が開始されてから
8 18 か月以上経過した後に生まれた牛に限り輸入が許可された。2001 年からは、
9 2001 年 3 月 1 日以降に生まれた牛のみに、2003 年 11 月からは、EU 域内につい
10 ては、2001 年 7 月 1 日以降に生まれた牛に限り輸入を許可する輸入規制の強化が
11 行われた。英国からの生体牛の輸入禁止措置については、2006 年に解除された
12 (1996 年 8 月 1 日¹以前に英国で生まれた又は飼養された牛を除く。)。なお、
13 2000 年以降 EU 域外からスイスへ生体牛は輸入されていない。2007 年 4 月以降、
14 スイスへの生体牛の輸入については、EU 規則に準じて規制されている。(参照 3,
15 11)

16 肉骨粉の輸入については、1990 年 12 月に、認可された業者が供給する非反すう
17 動物用飼料を除き、飼料用肉骨粉の輸入が禁止された。以降、1993 年 2 月に、反
18 すう動物及び農場で死亡した全ての家畜等由来原料について 133℃3 気圧 20 分で
19 処理されたことを証明された肉骨粉以外の輸入禁止、1996 年 5 月に、SRM 及び死
20 亡牛由来原料が含まれていないこと並びに原則 133℃3 気圧 20 分で処理された肉
21 骨粉であることを証明された肉骨粉以外の輸入禁止、2001 年 1 月には、ペットフ
22ード用肉骨粉以外の輸入禁止など、複数回の規制強化が行われた。2007 年 1 月以
23 降、スイスへの肉骨粉の輸入については、EU 規則に準じて規制されている。(参照
24 3, 11)

25 リヒテンシュタインは、スイスとの間に結ばれる関税同盟により、スイスの関税
26 制度適用地域の一部として扱われており、家畜衛生、食品、飼料及び輸出入に係る
27 規則は、スイスの法律が適用され、上記と同じ輸入規制が行われている。スイスと
28 リヒテンシュタイン間の動物及び動物由来製品の移動に制限はなく、国境検疫はス
29 イス政府が実施している。(参照 5, 12)

30

31 (2) 飼料規制

32 スイス及びリヒテンシュタインでは、1990 年 12 月にほ乳動物由来の肉骨粉の反
33 すう動物への給与が禁止され、1999 年 7 月に血粉の反すう動物への給与が禁止さ
34 れた。EU と同じく、2001 年 1 月に動物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のも
35 のを除く。以下同じ。）を全ての家畜に給与することが禁止された。(参照 4, 5, 11)

¹ 1996 年 8 月 1 日に、英国においてほ乳動物由来肉骨粉を全ての家畜に給与することが禁止された。

1 飼料目的の動物性油脂については、1998 年 7 月に 133°C 3 気圧 20 分の処理が必
2 要とされた。(参照 4, 11)

3 なお、と畜場、レンダリング施設、飼料製造施設等において交差汚染の防止対策
4 も講じられている。(参照 4, 11)

5 リヒテンシュタインには、ペットフード製造工場が 1 施設のみあり、飼料工場や
6 レンダリング工場はなく、レンダリングはスイスのレンダリング施設で行われる。
7 (参照 5)

9 2. BSE サーベイランスの状況

10 スイス及びリヒテンシュタインでは、1990 年 12 月に BSE の届出義務が課され、
11 全月齢の臨床的に BSE が疑われる牛を対象に、BSE のサーベイランスを開始した
12 (参照 5, 11, 13)。1998 年 7 月から、臨床的に BSE が疑われる牛については 18 か
13 月齢超に検査対象月齢が変更された(参照 5, 11, 14)。1999 年 1 月から、30 か月齢
14 超の全ての死亡牛及び緊急と畜牛、30 か月齢超の約 5%の健康と畜牛を対象に BSE
15 検査が開始された(参照 4, 5)。このほかに、スイスでは、健康と畜牛について、2000
16 年 1 月から 2007 年 2 月まで、スイス連邦獣医局によって認可された民間の検査所
17 での民間企業による自主検査も行われた(参照 13)。両国では、2013 年 1 月から、
18 健康と畜牛の検査は廃止され、2013 年 7 月から、死亡牛及び緊急と畜牛について
19 は、48 か月齢超に検査対象月齢が引き上げられた(参照 3, 4, 5)。

20 BSE スクリーニング検査のための検体は、両国にあると畜場やスイスにあるレ
21 ンダリング場において獣医官により採材される。検体はスイス連邦獣医局によって
22 認可されたスイスの 7 か所の検査所に送られ、BSE スクリーニング検査が実施さ
23 れている。スクリーニング検査で陽性であった牛あるいは臨床的に BSE が疑われ
24 た牛の検体はスイスのリファレンスラボラトリーであるベルン大学に送付され、確
25 定診断が行われる。確定診断は OIE のマニュアルに基づいて行われ、病理組織学
26 的検査、免疫組織学的検査及びウエスタンブロット法が行われる。さらに、EU の
27 プロトコルに基づき、定型 BSE と非定型 BSE の型別検査も実施される。(参照 4,
28 5, 15)

29 スイス及びリヒテンシュタインの各年度の BSE サーベイランス頭数をそれぞれ
30 表 5 及び表 6 に示した。スイス産の牛については、2014 年に 11,773 頭について
31 BSE 検査が実施された。内訳は死亡牛が 6,895 頭、緊急と畜牛が 4,873 頭、臨床
32 的に BSE が疑われる牛が 5 頭であった(参照 3, 4)。リヒテンシュタイン産の牛に
33 ついては、2013 年に 116 頭について BSE 検査が実施された。内訳は健康と畜牛 1
34 頭、死亡牛 106 頭及び緊急と畜牛 9 頭であった(参照 3, 12, 15)。

1

表 5 スイスの各年の BSE サーベイランス頭数

年	BSE 検査頭数				BSE 検査 陽性牛
	健康と畜牛	死亡牛	緊急と畜牛	臨床的に 疑われる牛	
1990	—	—	—	N/A	1
1991	—	—	—	N/A	9
1992	—	—	—	72	15
1993	—	—	—	97	29
1994	—	—	—	183	63
1995	—	—	—	165	68
1996	—	—	—	140	45
1997	—	—	—	107	38
1998	—	—	—	78	14
1999	7,976	7,176	3,578	77	50
2000	13,091	7,380	5,208	96	33
2001	139,727	8,421	7,130	150	42
2002	174,324	10,046	8,410	57	24
2003	159,777	10,794	8,830	57	21
2004	138,918	9,929	8,792	67	4 ^{*1}
2005	42,153	9,660	9,572	49	3
2006	32,787	10,732	9,999	32	5
2007	10,104	9,043	8,718	24	0
2008	5,983	9,079	7,352	15	0
2009	5,797	8,407	6,282	6	0
2010	6,938	10,455	6,239	6	0
2011	7,071	10,119	6,343	7	2
2012	7,131	10,664	6,898	7	1 ^{*2}
2013	0	9,428	6,654	6	0
2014	0	6,895	4,873	5	0

2 *1 うち 1 頭は動物園で 19 歳のコブウシに確認されたもの。

3 *2 ドイツからの輸入牛

4 ※ —:検査未実施、N/A:データなし

5

スイスサーベイランス結果(参照 3, 4)より作成。

1 表 6 リヒテンシュタインの各年の BSE サーベイランス頭数

年	BSE 検査頭数				BSE 検査 陽性牛
	健康と畜牛	死亡牛	緊急と畜牛	臨床的に 疑われる牛	
1990	—	—	—	0	0
1991	—	—	—	0	0
1992	—	—	—	0	0
1993	—	—	—	0	0
1994	—	—	—	0	0
1995	—	—	—	0	0
1996	—	—	—	0	0
1997	—	—	—	0	0
1998	—	—	—	2	2
1999	0	8	1	0	0
2000	6	55	10	1	0
2001	3	74	10	0	0
2002	1	64	10	1	0
2003	0	90	9	0	0
2004	3	115	10	1	0
2005	1	91	14	0	0
2006	2	101	13	0	0
2007	2	129	0	0	0
2008	1	91	0	0	0
2009	1	111	10	0	0
2010	3	100	15	0	0
2011	2	133	4	0	0
2012	1	107	7	0	0
2013	1	106	9	0	0

2 ※ —:検査未実施

3 リヒテンシュタインサーベイランス結果(参照 3, 12, 15)より作成。

1 3. BSE 発生状況

2 (1) 発生の概況

3 スイスでは、BSE 検査陽性牛が 1990 年に初めて確認されて以降、1995 年
4 の 68 頭をピークに減少し、1999 年 1 月からのアクティブサーベイランスの
5 開始に伴い再び増加したものの、2004 年から 2006 年には年間 3～5 頭、2007
6 年から 2010 年は 0 頭、2011 年に 2 頭、2012 年に 1 頭となり、合計 467 頭
7 (うち 2012 年に確認された 1 頭はドイツからの輸入牛) が確認されている
8 (2015 年 9 月末現在)。(参照 4, 11)

9 これまでの BSE 検査陽性牛のうち、月齢が明らかなもの(ただし動物園で
10 確認された 19 歳のコブウシは除く。)についての最若齢は 43 か月齢、最高
11 齢は 188 か月齢、平均約 75 か月齢(6.2 歳)である。(参照 4, 11)

12 なお、非定型 BSE については、2015 年 9 月末現在で、4 頭発生が確認されて
13 おり、2 頭(6.8 歳の牛と、19 歳のコブウシ)が H 型であった。残り 2 頭は、H
14 型及び L 型とは異なったタイプの BSE として報告されている²。(参照 11, 15)

15 リヒテンシュタインでは、1998 年に BSE 検査陽性牛が 2 頭確認されている
16 (2015 年 9 月末現在)。当該牛は約 5 歳及び約 7 歳で、いずれも定型 BSE であ
17 る。(参照 12)

18

19 (2) 出生コホートの特性

20 スイスでの出生年別の BSE 検査陽性牛頭数を図 3 に、飼料規制強化後に出生
21 した BSE 検査陽性牛を表 7 に示した。

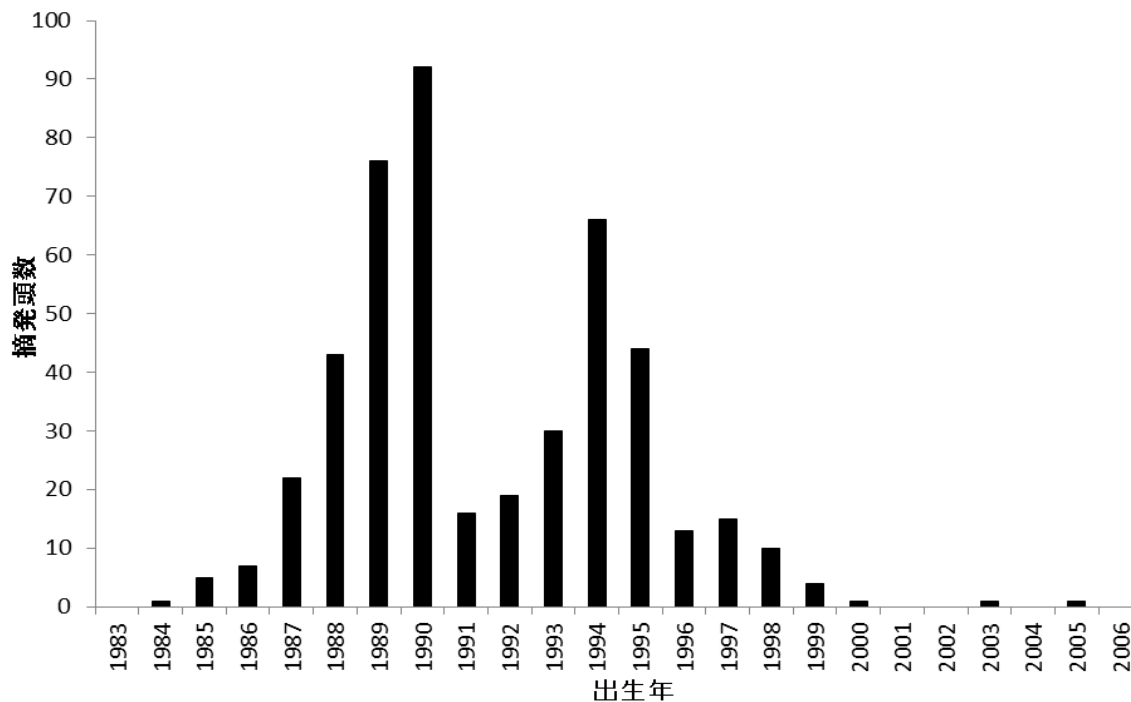
22 BSE 検査陽性牛の出生時期については、1990 年生まれが最も多かった。

23 スイスにおいて完全な飼料規制(全ての家畜への動物由来たん白質の給与
24 禁止)が実施された 2001 年 1 月以降に生まれた牛で BSE 陽性が確認された
25 のは、2003 年 9 月生まれの 1 頭及び 2005 年 4 月生まれの 1 頭の合計 2 頭で
26 あり、2005 年 4 月生まれの 1 頭はドイツからの輸入牛であった。2003 年 9
27 月生まれの 1 頭は既知の定型及び非定型(L,H)とは異なるタイプとされてい
28 る。2000 年 1 月に生まれた 1 頭を最後にこれまで 15 年間に生まれた牛に定
29 型 BSE の発生は確認されていない。なお、出生年月でみたスイス産の最終発
30 生の牛は、2003 年 9 月に生まれた H 型及び L 型とは異なったタイプの非定
31 型 BSE とされている。(参照 11, 15)

32 前述のとおり、リヒテンシュタインの BSE 発生例は 2 頭で、1991 年及び
33 1993 年生まれの定型 BSE である。当該牛の概要を表 8 に示した。当該牛は、
34 リヒテンシュタインにおいて完全な飼料規制(全ての家畜への動物由来たん

² 2011 年に農場で死亡し、BSE 検査で陽性となった臨床症状のみられない 8 歳齢の牛及びと畜場で BSE 検査陽性と認められた 15 歳齢の牛の 2 頭の脳幹を用いた WB の結果、H 型及び L 型とは異なったタイプの BSE が報告された。この 2 頭の検体は著しく自己融解しており、2015 年 9 月末現在、伝達性試験を実施中とのことである(参照 11, 15)。

1 白質の給与禁止) が実施された 2001 年以前に生まれたものである。(参照 12)
2
3



4
5 注) ドイツからの輸入牛 (2005 年生) 1 頭を含む
6

7 図 3 スイスの出生年別の BSE 検査陽性牛頭数

8 表 7 スイスで確認された飼料規制強化後に生まれた BSE 検査陽性牛

誕生年月	確認年	月齢	区分	型別
2003 年 9 月	2011 年	91 か月齢	死亡牛	非定型 (L,H とも異なる型)
2005 年 4 月*	2012 年	82 か月齢	緊急と畜牛	非定型 (H 型)

9 *ドイツからの輸入牛

10
11

表 8 リヒテンシュタインの BSE 検査陽性牛

誕生年月	確認年	年齢	区分	型別
1991 年	1998 年	約 7 歳	臨床症状牛	定型
1993 年	1998 年	約 5 歳	臨床症状牛	定型

牛群の感染状況のまとめ

国名	スイス及びリヒテンシュタイン
国内安定性	<p>飼料給与</p> <p>1990年12月：反すう動物へのほ乳動物由来肉骨粉の給与を禁止。 1999年7月：反すう動物へ血粉の給与を禁止。 2001年1月：全ての家畜への動物由来たん白質の給与を禁止。</p>
	<p>SRMの利用実態</p> <p>SRM：12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄、4本の切歯（永久歯）が生えた個体の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。）、全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜</p> <p>全てのSRMは除去され、肉骨粉はスイスのセメント工場で補助燃料として焼却される。</p>
	<p>レンダリングの条件</p> <p>1993年に、レンダリング施設において、133℃3気圧20分の処理を義務化。 現在では、EU規則に基づいた国内規則で定められているSRMを含むカテゴリー1に属する廃棄物は、133℃3気圧20分で処理されている。</p> <p>なお、リヒテンシュタインにはレンダリング施設がなく、レンダリングはスイスのレンダリング施設で行われる。</p>
	<p>交差汚染防止対策</p> <p>2001年1月から全ての家畜用飼料に動物由来たん白質原料の使用が原則禁止された。</p>
サーベイランス	<p>48か月齢超の死亡牛、緊急と畜牛を検査。</p> <p>健康と畜牛の検査については、 1999年1月から、30か月齢超の一部 2013年1月から、健康と畜牛の検査を廃止。</p> <p>OIE基準の定める10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施。</p>

1 IV. SRM及び食肉処理

2 1. SRM除去

3 (1) SRM除去の実施方法等

4 スイス及びリヒテンシュタインでは 12 か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼
5 を含む。）及び脊髄（硬膜を含む。）、4本の切歯（永久歯）が生えた個体の
6 脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨
7 翼を除き、背根神経節を含む。）、全月齢の扁桃並びに十二指腸から直腸ま
8 での腸管及び腸間膜が SRM として規定されている(参照 16, 17, 18)。また、
9 EU 域内の OIE の無視できるリスクの国については、2015 年 8 月 5 日付けで、
10 SRM の範囲が 12 か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄に
11 変更された(参照 8)。両国は 2015 年 5 月に OIE の無視できるリスクの国に認
12 定されており、EU 規則に準じて 2015 年 12 月 1 日付けで国内規則が改正さ
13 れる予定である。(参照 9, 10)

14 SRM は、と畜後、直ちに廃棄される。4本の切歯（永久歯）が生えた個体
15 の仙骨を含む脊柱は食肉処理場で除去され、一部の牛の扁桃についても食肉
16 処理場で除去することが可能とされている(参照 15, 19)。脊髄は、枝肉の背
17 割り後に、専用の器具又は吸引装置を用いて除去される。ナイフ、鋸等の器
18 具は汚染の度に消毒される(参照 15, 16)。

19 SRM 除去は、獣医官により確認される(参照 16, 18)。除去された SRM は
20 専用の容器で廃棄される。その後、処理施設において、133℃3 気圧 20 分
21 処理され、さらに、スイスのセメント工場で焼却される(参照 11, 15, 16)。
22

23 (2) SSOP、HACCPに基づく管理

24 スイスでは、全てのと畜場において SSOP 及び HACCP が導入されている
25 (参照 16)。なお、小規模なと畜場においては、SSOP のみ導入していれば良
26 いとされており、リヒテンシュタインのと畜場はこれに該当する(参照 20)。

27 スイス及びリヒテンシュタインでは、全ての食肉処理施設において HACCP
28 が導入されている(参照 16, 18)。
29

30 2. と畜処理の各プロセス

31 (1) と畜前検査及びと畜場における BSE 検査

32 スイス及びリヒテンシュタインでは、と畜場に搬入される全ての牛につい
33 て、獣医官が目視でと畜前検査を実施し、30 か月齢超の牛で障害や異常行動
34 が確認された場合は、行動、運動、不安、接触、音及び光への刺激に対する
35 過敏の症状の項目について評価を行う。2つ以上の症状の項目に該当する牛に
36 対しては、暫定的に BSE と診断され、殺処分の上、スイスにある検査所で
37 BSE 検査が行われる。(参照 11, 16, 17, 21)

38 健康と畜牛の BSE 検査は、1999 年 1 月から、30 か月齢超の約 5%の健康
39 と畜牛を対象に行われた(参照 4, 5)。スイスでは、2000 年 1 月から 2007 年 2
40 月まで、スイス連邦獣医局によって認可された民間の検査所での民間企業に

1 よる自主検査も行われた(参照 4, 13)。両国においては、2013 年 1 月から、健
2 康と畜牛の BSE 検査は廃止された(参照 3, 4, 5)。

3

4 (2) スタンニング、ピッシング

5 スイス及びリヒテンシュタインではスタンニングについて、牛の頭蓋内に
6 圧縮空気が入るタイプのものは禁止されている。また、両国において、ピッ
7 シングは禁止されている。(参照 16, 18)

8

9 3. その他

10 (1) 機械的回収肉(MRM)

11 スイス及びリヒテンシュタインでは、牛を原料とした機械的回収肉の製造
12 は禁止されている。(参照 16, 18)

13

14 (2) トレーサビリティ

15 スイス及びリヒテンシュタインでは、と畜場における牛の月齢確認には個
16 体ごとに管理された耳標及び歯列により月齢を識別している。1999 年から個
17 体データの登録制度が導入され、データベースで管理されている。生後 20 日
18 以内に耳標の装着、生後 30 日以内に耳標番号のデータベースへの登録が義務
19 付けられており、牛は、と畜から出生までさかのぼることができる。移動が
20 あった場合には、データベースに登録される。(参照 3, 10, 11)

21

22 (3) と畜場及びと畜頭数

23 スイスには、583 施設の牛のと畜場がある(2013 年現在)。2013 年の牛の
24 年間と畜頭数は、約 65.2 万頭であり、うち 30 か月齢超が約 21.8 万頭である。
25 なお、スイスにおいては、リヒテンシュタインの牛が年間約 1,900 頭と畜さ
26 れている。2012 年の牛の飼養頭数は、約 160 万頭である。(参照 11, 12, 17, 22)

27 リヒテンシュタインには、1 施設の牛のと畜場がある(2013 年現在)。リ
28 ヒテンシュタインの牛は毎年、約 2,000 頭がと畜されるが、うち約 100 頭は
29 リヒテンシュタインにおいてと畜され、残りの牛はスイスにおいてと畜され
30 る。リヒテンシュタインにおける 2013 年のと畜牛の年間と畜頭数は、92 頭
31 であり、全て 30 か月齢超である。なお、2012 年の牛の飼養頭数は、約 6,000
32 頭である。(参照 11, 12, 18)

SRM及び食肉処理のまとめ

SRM及び食肉処理のまとめ		
国名		スイス及びリヒテンシュタイン
と畜場での検査 ピッシング	と畜場での検査	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官が目視でと畜前検査を実施し、30か月齢超の牛に障害や異常行動が確認された場合は、行動、運動、不安、接触、音及び光への刺激に対する敏感性の症状の項目について評価を行う。2つ以上の症状の項目に該当する牛に対しては、暫定的にBSEと判定され、殺処分の上、BSE検査が行われる。 ・健康と畜牛のBSE検査は、1999年から、30か月齢超の約5%の健康と畜牛を対象にBSE検査が行われた。2013年1月から、健康と畜牛検査は廃止された。
	圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング	実施していない。
	ピッシング	実施していない。
SRM除去の実施状況等	SRMの定義	<ul style="list-style-type: none"> ・12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄 ・4本の切歯(永久歯)が生えた個体の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。) ・全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜 ・EU規則の改正を踏まえ、2015年12月1日に、12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄に変更される予定
	SRMの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・SRM除去は獣医官により確認される。 ・除去されたSRMは、専用の容器に廃棄される。
	実施方法等	ナイフ、鋸等の器具は汚染の度に消毒される。
		脊髄は、枝肉の背割り後に、専用の器具又は吸引装置を用いて除去される。
	<p>スイスの全ての施設と畜場において、SSOP及びHACCPが導入されている。 小規模など畜場においては、HACCPの代わりにSSOPのみ導入されていれば良いとされており、リヒテンシュタインのと畜場はこれに該当する。 スイス及びリヒテンシュタインの全ての食肉処理施設において、HACCPが導入されている。</p>	
MRM	製造していない。	

1 V. 食品健康影響評価

2 食品安全委員会プリオン専門調査会は、これまで参照した各種文献、厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見から、諮問内容のうち、スイス及びリヒテンシュタインについて、（１）の輸入月齢制限及び（２）の SRM の範囲に関する取りまとめを行った。

8 1. BSE の発生状況

9 世界の BSE の発生頭数は累計で 190,668 頭であるが、年間の発生頭数は、
10 1992 年の 37,316 頭をピークに減少し、2012 年には 21 頭、2013 年には 7
11 頭、2014 年には 12 頭、2015 年には 10 月 9 日現在で 6 頭となっている。

12 スイスでは、467 頭の BSE 感染牛が確認されており、うち 4 頭は非定型
13 BSE である。出生年でみた場合、2000 年 1 月生まれの 1 頭を最後にこれま
14 での 15 年間に生まれた牛に定型 BSE 感染牛は確認されていない。なお、出
15 生年月でみた最終発生のスイス産の牛は 2003 年 9 月に生まれた H 型及び L
16 型とは異なったタイプの非定型 BSE の牛とされている。

17 リヒテンシュタインでは、2 頭の BSE 感染牛が確認されており、いずれも
18 定型 BSE である。出生年でみた場合、1993 年生まれの 1 頭を最後に BSE
19 感染牛は確認されていない。

21 2. 飼料規制とその効果

22 スイス及びリヒテンシュタインにおいては、動物由来たん白質（牛乳、乳
23 製品等一部のものを除く。）について、全ての家畜への給与を禁止する飼料
24 規制が 2001 年 1 月に導入された。

25 両国とも交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、14
26 年以上が経過している（2015 年 9 月末現在）。

27 また、スイス及びリヒテンシュタインにおいては、OIE の定めた 10 万頭
28 に 1 頭の BSE 感染牛の検出が可能なサーベイランスが実施されている。飼
29 料規制が強化された後に生まれた BSE 検査陽性牛は、スイスで 2 頭確認さ
30 れている。そのうち、1 頭はドイツからの輸入牛であり、もう 1 頭は H 型及
31 び L 型とは異なったタイプの非定型 BSE であった。飼料規制が強化された
32 2001 年 1 月以降これまでの 14 年間に両国で生まれた牛に定型 BSE の発生
33 は確認されていない。

34 よって、両国における飼料規制は BSE の発生抑制に大きな効果を発揮し
35 ているものと判断した。

37 3. SRM 及び食肉処理

38 スイス及びリヒテンシュタインにおいては、SRM の除去やピッシングの

1 禁止などの食肉処理工程における人への BSE プリオンの曝露リスクの低減
2 措置がとられている。

3 したがって、スイス及びリヒテンシュタインにおいては牛肉及び牛内臓に
4 よる人への BSE プリオンの曝露リスクは、BSE 対策の導入以降、飼料規制
5 等による牛への BSE プリオンの曝露リスクの低下とも相まって、極めて低
6 いレベルになっているものと判断した。

7 なお、2015 年 12 月 1 日付けで、スイス及びリヒテンシュタインが設定す
8 る SRM は「12 か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄」に
9 改正される予定となっている。

10

11 4. 牛の感染実験

12 本事項については、2012 年 10 月評価書以降、評価に影響を及ぼすような
13 新たな科学的知見は得られていない。

14

15 5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）

16 vCJD は、2015 年 9 月末現在、世界中で 229 例が報告されており、近年
17 においては、2012 年に 2 例、2013 年に 1 例、2014 年に 1 例のみの発生と
18 なっている。

19 スイス及びリヒテンシュタインにおいては vCJD の発生は確認されていな
20 い。

21 本事項に関して、上記以外は 2012 年 10 月評価書のとおりである。

22

23 6. 非定型 BSE

24 スイス及びリヒテンシュタインにおいては、2015 年 9 月末現在、スイス
25 で 4 頭（6.8 歳～19 歳）の非定型 BSE が確認されている。

26 本事項に関して、上記以外は 2012 年 10 月評価書のとおりである。

27

1 7. まとめ

2 (1) 牛群の BSE 感染状況

3 ① スイスにおいては、これまで 467 頭の BSE 感染牛が確認されているが、
4 2001 年 1 月から飼料規制が強化されており、それ以降に生まれた牛に
5 は、定型 BSE 感染牛は確認されていない。引き続き BSE の発生状況等
6 の確認は必要であるが、スイスにおける飼料規制等の有効性は高いこと
7 がサーベイランスにより確認されている。なお、スイスにおいては、EU
8 の定めたサーベイランス水準を満たしており、結果として OIE の定め
9 た 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛が検出可能な水準を満たしている。

10 ② リヒテンシュタインにおいては、これまで 2 頭の BSE 感染牛が確認さ
11 れているが、2001 年 1 月から飼料規制が強化されており、それ以降に
12 生まれた牛には、BSE 感染牛は確認されていない。引き続き BSE の発
13 生状況等の確認は必要であるが、リヒテンシュタインにおける飼料規制
14 等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認されている。なお、
15 リヒテンシュタインにおいては、EU の定めたサーベイランス水準を満
16 たしており、結果として OIE の定めた 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛が
17 検出可能な水準を満たしている。

18

19 (2) BSE 感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスク

20 スイス及びリヒテンシュタインにおいては、仮に BSE プリオンによる
21 汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、2012 年 10 月評価
22 書に記載のとおり、牛における BSE プリオン摂取量は、感染実験におけ
23 る英国 BSE 感染牛脳組織 1g 相当以下と想定される。1g 経口投与実験で
24 は、投与後 44 か月目以降に臨床症状が認められて中枢神経組織中に異常
25 プリオンたん白質が検出されたが、投与後 42 か月目 (46 か月齢相当以上)
26 までには検出されていない。なお、BSE の脳内接種実験では、発症前の最
27 も早い時期に脳幹で異常プリオンたん白質が検出されたのは発症前 7~8
28 か月であることから、さらに安全を考慮しても、30 か月齢以下の牛で、中
29 枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非
30 常に小さいと考えられる。

31 vCJD の発生については、最も多くの vCJD が発生していた英国におい
32 ても、2000 年をピークに次第に減少してきている。vCJD の発生は BSE
33 の発生との関連が強く示唆されているが、近年、vCJD の発症者は世界全

1 体で大幅に減少し、2014 年には 1 名となっていることから、この間の飼
2 料規制や SRM 等の食品への使用禁止をはじめとする BSE 対策が、牛のみ
3 ならず人への感染リスクを顕著に減少させたものと考えられる。

4 なお、非定型 BSE が人へ感染するリスクは否定できない。現在までに、
5 日本の 23 か月齢の牛で確認された 1 例を除き、大部分は 8 歳を超える牛
6 で発生している（確認時の年齢の幅は 6 歳～18 歳）。また 23 か月齢で確
7 認された非定型 BSE 陽性牛の延髄における異常プリオンたん白質の蓄積
8 量は、BSE プリオンに対する感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現
9 するトランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであっ
10 た。このような状況を踏まえ、非定型 BSE に関しては、高齢の牛以外の
11 牛におけるリスクは、あったとしても無視できると判断した。

13 (3) 評価結果

14 現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、上記 (1) 及び (2)
15 に示した牛群の BSE 感染状況及び感染リスク並びに BSE 感染における牛
16 と人の種間バリアの存在を踏まえると、スイス及びリヒテンシュタインに
17 関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛肉臓
18 (扁桃及び回腸遠位部以外) の摂取に由来する BSE プリオンによる人で
19 の vCJD 発症は考え難い。

20 したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうち (1)
21 の輸入月齢制限及び (2) の SRM の範囲に関する結論は以下のとおり
22 となる。

24 ① 月齢制限

25 スイス及びリヒテンシュタインに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の
26 場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30 か月齢」の場合とのリスクの差は、
27 あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

29 ② SRM の範囲

30 スイス及びリヒテンシュタインに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の
31 場合と SRM の範囲が「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から 2
32 メートルの部分に限る。）並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び
33 扁桃を除く。）、「脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとして
34 も非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

<別紙：略称>

略称	名称
BSE	牛海綿状脳症
EU	欧州連合
HACCP	危害分析重要管理点
MRM	機械的回収肉
OIE	国際獣疫事務局
SRM	特定危険部位
SSOP	衛生標準作業手順
TSE	伝達性海綿状脳症
vCJD	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病
WHO	世界保健機関

< 参照文献 >

- 1 European Commission. Report on the monitoring and testing of ruminants for the presence of Transmissible Spongiform Encephalopathies (TSEs) in the EU. 2001～2013
- 2 European Commission. Commission Implementing Decision of 4 February 2013 amending Decision 2009/719/EC authorising certain Member States to revise their annual BSE monitoring programmes (2013/76/EU) Official Journal L 35. 2013; 6-7
- 3 スイス・リヒテンシュタイン諮問参考資料. 2-9. スイス・リヒテンシュタインに関する照会事項について. 2015
- 4 スイス諮問参考資料. 2-7. Application by Switzerland to Change Its Current BSE Status of ‘Controlled BSE Risk’ to ‘Negligible BSE Risk’ in Accordance with the OIE Terrestrial Animal Health Code. 2014
- 5 リヒテンシュタイン諮問参考資料. 2-3. Application by the Principality of Liechtenstein to Change Its Current BSE Status of ‘Controlled BSE Risk’ to ‘Negligible BSE Risk’ in Accordance with the OIE Terrestrial Animal Health Code. 2014
- 6 OIE. Terrestrial Animal Health Code. Chapter 11.4. Bovine spongiform encephalopathy. 2015
- 7 European Commission. Commission Regulation (EU) 2015/728 of 6 May 2015 amending the definition of specified risk material set out in Annex V to Regulation (EC) No 999/2001 of the European Parliament and of the Council laying down rules for the prevention, control and eradication of certain transmissible spongiform encephalopathies. Official Journal L 116. 2015; 1-2
- 8 European Commission. Commission Regulation (EU) 2015/1162 of 15 July 2015 amending Annex V to Regulation (EC) No 999/2001 of the European Parliament and of the Council laying down rules for the prevention, control and eradication of certain transmissible spongiform encephalopathies. Official Journal L 188. 2015; 3-5
- 9 スイス諮問参考資料. 1-12. スイス側回答に対する追加確認事項. 2015
- 10 リヒテンシュタイン諮問参考資料. 1-14. リヒテンシュタイン追加確認事項. 2015
- 11 スイス諮問参考資料. 2-1. Questionnaire for BSE (Bovine spongiform encephalopathy) Answers from the Federal Veterinary Office of Switzerland from 2nd August 2013
- 12 スイス・リヒテンシュタイン諮問参考資料. 2-1. Additional questionnaires for BSE (Switzerland and Liechtenstein). 2014
- 13 スイス諮問参考資料. 2-3. Basic Questionnaire for the preparation of information needed for the Risk assessment of Bovine Spongiform

- Encephalopathy (BSE) in Switzerland. 2008
- 14 スイス・リヒテンシュタイン諮問参考資料. 2-8. BSE: request for further information. 4 June 2015
 - 15 スイス・リヒテンシュタイン諮問参考資料. 1-11. 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
 - 16 スイス諮問参考資料. 1-1. Basic Questionnaire for the Risk Assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in Switzerland. 2008
 - 17 スイス諮問参考資料. 1-4. スイス現地調査報告. 2014
 - 18 リヒテンシュタイン諮問参考資料. 1-7. Basic questionnaire for the preparation of information needed for the risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in Liechtenstein. 2014
 - 19 スイス諮問参考資料. 1-3. Beef additional questions.
 - 20 スイス・リヒテンシュタイン諮問参考資料. 1-13. スイス・リヒテンシュタイン追加確認事項. 2015
 - 21 スイス諮問参考資料. 1-2. Basic Questionnaire for the Risk Assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in Switzerland. 2011
 - 22 スイス諮問参考資料. 1-10. Swiss answers compiled 2014. 2014

平成 27 年 10 月 16 日
第 95 回プリオン専門調査会

＜別添資料＞

プリオン評価書「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」
（2012 年 10 月 22 日付け府食第 931 号）